

平成 26 年度 半田市防災会議議事録

| | | |
|----------------|--|-------------------------|
| 開催日時 | 平成 26 年 1 1 月 2 5 日 (火) | 1 4 時 0 0 分～1 5 時 1 5 分 |
| 開催場所 | 全員協議会室 | |
| 会議次第 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付 ・ あいさつ <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 風水害・原子力等災害対策計画編の修正 (案) について (2) 地震・津波災害対策計画編の修正 (案) について (3) 資料編の修正 (案) について (4) 水防計画資料編の修正 (案) について | |
| 出席委員 (欠席委員) | <p>(会長) 半田市長</p> <p>(委員) 半田市副市長、半田市教育長、(愛知県半田警察署長)、愛知県尾張県民事務所知多県民センター長、愛知県知多建設事務所長、(愛知県知多農林水産事務所長)、(愛知県半田保健所長)、愛知県衣浦港務所長、知多中部広域事務組合消防本部消防長、半田市消防団長、半田港水防団長、中部電力株式会社半田営業所長、東邦ガス株式会社半田営業所長、東海旅客鉄道株式会社大府駅長、株式会社 N T T 西日本一名古屋支店名古屋南フィールドサービスセンター長、衣浦海上保安署長、半田市医師会会長、半田市区長連絡協議会会長、半田市区長連絡協議副会長、半田市赤十字奉仕団長、(陸上自衛隊第 3 5 普通科連隊重迫撃砲中隊長)、半田災害支援ボランティアコーディネーターの会会員、あいち防災リーダー会知多ブロック半田支部会員、半田市社会福祉協議会会長</p> <p>※敬称略</p> | |
| 事務局 | 建設部長 | 笠原健次 |
| | 防災監 | 齊藤清勝 |

| | | | | | |
|--|-------|------|-----|----|------|
| | 土木課長 | 近藤正勝 | | | |
| | 防災交通課 | 主査 | 鈴木徹 | 書記 | 深川芳行 |

| 次 第 | 議事概要 |
|---|--|
| 委嘱状交付 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事異動等のあった委員に対し、半田市長より委嘱状を交付。 |
| あいさつ | <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出欠状況は委員定員数 25 名のうち、出席 21 名、欠席 4 名となっており、本会議は成立していることを報告する。 <p>(市長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ |
| <p>【議題】(1)</p> <p>風水害・原子力等災害対策計画編の修正(案)について</p> | <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風水害・原子力等災害対策計画編の修正(案)資料の新旧対照表について説明。 <p>(市長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意見・質問がなければ、原案のとおり決することとしてよろしいか。 <p>(委員 異議なし)</p> |
| <p>【議題】(2)</p> <p>地震・津波災害対策計画編の修正(案)について</p> | <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・津波災害対策計画編の修正(案)資料の新旧対照表について説明。 <p>(愛知県尾張県民事務所知多県民センター長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【第 1 編総則第 3 章被害想定第 1 節基本的な考え方】について、「過去地震最大モデル」を具体的な計画の策定・修正に際しての参考にする」とある。一方で、【第 2 編災害予防第 8 章津波災害予防対策基本方針】では「理論上最大モデル」の津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、避難計画策定などに活用するものとする」と記載があるが、【第 1 編総則第 3 章被害想定第 1 節基本的な考え方】に「理論上最大モデル」についての記載がない。そのため、【第 1 編総則第 3 章被害想定第 1 節基本的な考え方】に「理論上最大モデル」の記載を加えてはい |

| | |
|---|---|
| | <p>かがか。</p> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載を加えます。 <p>(市長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他に意見・質問がなければ、愛知県尾張県民事務所知多県民センター長から指摘があった点を修正することを含め、原案のとおり決することとしてよろしいか。 <p>(委員 異議なし)</p> |
| <p>【議題】(3)</p> <p>資料編の修正 (案)に ついて</p> | <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料編の修正(案)資料の新旧対照表について説明。 <p>(市長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見・質問がなければ、原案のとおり決することとしてよろしいか。 <p>(委員 異議なし)</p> |
| <p>【議題】(4)</p> <p>水防計画資料 編の修正(案) について</p> | <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防計画資料編の修正(案)資料の新旧対照表について説明。 <p>(市長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見・質問がなければ、原案のとおり決することとしてよろしいか。 <p>(委員 異議なし)</p> |
| <p>【その他】</p> | <p>(市長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災会議全体を通じて、意見・質問はあるか。 (あいち防災リーダー会知多ブロック半田支部会員) ・要支援者の用語について、「災害弱者」「災害時用援護者」「避難行動要支援者」「要配慮者」等多数あるが、違いや使い分けはどうしているか。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「避難行動要支援者」は今後、条例で範囲を定める予定である。 「要配慮者」は避難所への避難後も、配慮が必要な人のことを |

| | |
|--|---|
| | <p>指すものと考えている。災害対策基本法改正に伴い、基本的には「避難行動要支援者」に統一している。ただし、愛知県が特定の施策等を説明するとき「要配慮者」という名称を併せて使用しているため、半田市も愛知県の表現方法に従い、使い分けをしている。</p> |
| | <p>(終了)</p> |